区長が行う情報公開事務に関する規則

平成13年9月14日
規則第87号
改正　平成14年3月26日規則第21号
平成15年3月31日規則第30号
平成15年10月20日規則第106号
平成16年3月24日規則第26号
平成16年3月31日規則第67号
平成17年3月31日規則第90号
平成18年6月19日規則第82号
平成19年3月30日規則第43号
平成20年3月31日規則第40号
平成23年3月30日規則第29号
平成24年3月30日規則第29号
平成25年3月29日規則第25号
平成26年2月7日規則第2号
平成28年3月22日規則第23号
平成28年3月31日規則第52号
令和5年3月31日規則第37号

(趣旨)

第1条　この規則は、新宿区情報公開条例(平成13年新宿区条例第5号。以下「条例」という。)第2条第1号により実施機関とされた区長が行う情報公開事務について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条　この規則において使用する用語は、次の各号に定めるものを除くほか、条例で定める用語の例による。

(1)　課　新宿区組織規則(平成20年新宿区規則第4号。以下「組織規則」という。)第2条に規定する課及び担当課、人材育成センター、特別出張所、子ども総合センター、子ども園(新宿区立子ども園処務規程(平成23年新宿区訓令第4号)第2条第1項第2号に規定する柏木子ども園等を除く。)、保健センター、清掃事務所並びに会計室をいう。

(2)　課長　課の長(会計室にあっては、会計室長)をいう。

(情報公開責任者等の設置)

第3条　条例第3条に定める実施機関の責務を全うするため、課に情報公開責任者を置き、情報公開制度の適正な運用を図るものとする。

2　前項に規定する情報公開責任者は、課長をもって充てる。

3　情報公開責任者を補佐するため、課に情報公開事務取扱者を置く。

4　情報公開事務取扱者は、組織規則第7条に基づき設置された係長及びこれに相当する主査等の中から課長が指名する。

(公文書公開請求書)

第4条　条例第6条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、公文書の公開の方法とする。

2　条例第6条第1項に規定する公開請求書の提出は、公文書公開請求書(第1号様式)により行うものとする。

(公文書公開決定通知書等)

第5条　条例第10条の規定による決定の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1)　請求公文書の全部を公開する場合　公文書公開決定通知書(第2号様式)

(2)　請求公文書の一部を公開する場合　公文書部分公開決定通知書(第3号様式)

(3)　請求公文書の全部を公開しない場合　公文書非公開決定通知書(第4号様式)

(公開決定等の期間延長の通知)

第6条　条例第11条第3項の規定による公文書の公開決定等の期間を延長する通知は、公文書公開決定等期間延長通知書(第5号様式)により行う。

2　条例第11条第4項の規定による公文書の公開決定等の期間を延長する通知は、公文書公開決定等期間再延長通知書(第6号様式)により行う。

(公文書の公開)

第7条　公文書の公開の実施は、当該公文書を管理している課において行うものとする。

2　公文書の公開の実施は、区長の指定する日時及び場所において職員の立会いのもとに行うものとする。

3　前項の場合において、公文書の公開を受けるものは、当該公文書を丁寧に取り扱い、汚損、破損又は抜取りをしてはならない。

(公開の実施方法)

第8条　条例第12条第1項に規定する公開の実施は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

(1)　文書又は図画(次号から第5号までに該当するものを除く。)　閲覧又は写しの交付

(2)　マイクロフィルム　印刷物として出力したものの閲覧又はその写しの交付

(3)　写真フィルム　印画紙に印画したものの閲覧又はその写しの交付

(4)　スライド　視聴

(5)　映画フィルム　視聴

(6)　電磁的記録(次号に該当するものを除く。)　印刷物として出力したものの閲覧又はその写しの交付

(7)　録音テープ又はビデオテープ等　視聴

2　前項第6号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付が容易であるときは、当該複写したものの交付により公開を実施することができる。

3　前項の規定により光ディスクに複写したものの交付により公開を実施する場合には、区長が当該光ディスクを提供するものとする。

(公文書の写しの交付)

第9条　公文書の写しの交付は、1件の請求につき1部とする。

(公文書の写しの作成及び送付に要する費用)

第10条　条例第13条第3項に規定する公文書の写しの作成に要する費用の額は別表に定めるところとし、写しの送付に要する費用の額は当該写しの送付に係る郵便料金又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第2条第2項に規定する信書便の役務に関する料金の額とする。

2　前項の費用は、前納しなければならない。

(救済手続)

第11条　条例第14条第2項の規定による審査会に諮問した旨の通知は、審査会諮問通知書(第7号様式)により行う。

第12条　削除

(平25規則25)

(公文書の検索資料)

第13条　条例第18条に規定する公文書の検索に必要な資料は、新宿区文書等取扱規程(平成16年新宿区訓令第49号)第3条第12号に規定する文書管理システムから打ち出した簿冊管理簿及び文書目録並びにその他区長が定めるものとする。

(施行の状況の公表)

第14条　条例第19条第2項の規定による公表は、前年度における次の各号に掲げる事項を明らかにし、速やかに行うものとする。

(1)　公文書の公開請求の状況

(2)　公文書の公開又は非公開決定の状況

(3)　前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2　条例第19条第2項の規定による公表は、新宿区役所の門前掲示場への掲示、新宿区広報への掲載及び新宿区ホームページへの掲載により行うものとする。

(補則)

第15条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附　則

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附　則(平成14年3月26日規則第21号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附　則(平成15年3月31日規則第30号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附　則(平成15年10月20日規則第106号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成16年3月24日規則第26号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附　則(平成16年3月31日規則第67号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附　則(平成17年3月31日規則第90号)

1　この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の区長が行う情報公開事務に関する規則の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間

使用することができる。

附　則(平成18年6月19日規則第82号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成19年3月30日規則第43号)抄

(施行期日)

1　この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成20年3月31日規則第40号)抄

1　この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附　則(平成23年3月30日規則第29号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附　則(平成24年3月30日規則第29号)抄

1　この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附　則(平成25年3月29日規則第25号)

この規則は、平成25年7月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附　則(平成26年2月7日規則第2号)

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この規則による改正後の第8条第2項及び第3項の規定は、この規則の施行の日以後に区長に対して行われる新宿区情報公開条例(平成13年新宿区条例第5号)第6条第1項に規定する公開請求について適用する。

附　則(平成28年3月22日規則第23号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附　則(平成28年3月31日規則第52号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附　則(令和5年3月31日規則第37号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

(平18規則82・平26規則2・一部改正)

公文書の種別		費用
文書及び図画	文書及び図画(写真を含む。)	写し(単色刷(黒に限る。))1枚につき10円
		写し(単色刷(黒を除く。)及び多色刷)1枚につき40円
	マイクロフィルム	印刷物として出力したものの写し1枚につき10円
電磁的記録	電磁的記録(録音テープ又はビデオテープ等を除く。)	印刷物として出力したものの写し(単色刷(黒に限る。))1枚につき10円
		印刷物として出力したものの写し(単色刷(黒を除く。)及び多色刷)1枚につき40円
		電磁的記録を複写した光ディスク1枚につき100円

備考

1　A3判を超えるものの写しについては、A3判による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

2　写しを両面印刷により作成した場合においては、片面を1枚として算定する。